

建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

令和2年7月22日 開会 9時56分 閉会 11時42分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

三宅文雄 多賀信祥 細羽敏彦 坊野公治
西田久志 佐藤 豊

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 坊野公治

(2) 事務局職員

事務局長 和田広志 主 幹 西本洋子
主任主事 塩出英也

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（三宅文雄君） 若干時間が早いようでございますけれども、改めまして皆さんおはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

〈地場産業の振興に係る本市の取り組みについて〉

〈条例の素案について〉

委員長（三宅文雄君） 前回の委員会で、今後の取り組みについて協議するためには、まず条例の素案をつくり、それをたたき台にして検討していくほうがよいのではないかということになりました。本日は、多賀副委員長が作成のデニム条例の素案を資料として添付しておりますので、こちらをもとに協議してまいりたいと思います。なお、こちらの資料は、委員の皆さんに事務局より事前に送付してもらっておりますものと同じものです。

それでは、多賀副委員長より資料についての説明をお願いいたします。

委員（多賀信祥君） 去年ことしといろんなところへ出向いて行政視察また意見交換会をしていく中で、読み取れた課題というものを前回の委員会で発言をさせていただきました。私自身が参加する中で出てきた課題というのが、井原デニムについては市内外へ、執行部の努力もあってかなり浸透してきているということがまず一つあるんですが、デニム審査会の方とお話をする中でもまだ模索中ということもありましたし、若い人に知っていただきたいということを伺ったり、またデニムについては価値を評価されているけど、井原でされてるものづくりの価値の評価がなかなかされないというのは、佐藤委員とも一緒に同行していただいた飲食業の方との話の中でも出てきたことですので、それに基づいて原案の原案ということで作らせていただきました。

内容については、前回の委員会でも言わせていただいたように、地場産業、地元の人が愛着を持ってこれからも受け継いでいくということが重要なのだろうということで、井原市のデニムについての産業史というものがインターネットでありましたので、それを別紙でつけさせていただきます。内容は、もともと井原市というのは平地が少なく、稲作ができにくかったということ、江戸時代にはそういう条件だったので、綿花の栽培をここにありません高屋、大江、出部というところでされていた、その後に藍の栽培もしたと、そういう条件があったので、一橋家が当時の能率がよくなる機械を導入して、産業が栄えたということがあります。デニムについては、その後の備中小倉という織物が派生をして、もともと持っていた地場産業の力でデニムを推進していったということです。それが現在までつながっているということをもとに原案を作らせていただきました。条例のその名称ですけど、これはまた皆さんと協議してと思いましたので途中でやめておりますが、内容については井原デニムが受け継がれてきた歴史を市民全体で再認識して、地場産業に愛着を持とうという内容に仕立てています。

前文から読ませさせていただきます。

井原市は高級デニムの産地として知られている。元来、豊富で美しい水に恵まれていた。平野が狭く、稲作に不向きであったがために綿花を生産し、のちに藍の栽培を手がけた。井原デニムとは、それらの強みを生かした産業振興とともに、先人のたゆまぬ努力による技術の蓄積と商品開発により今日までつないできた賜物である。私たちは、先人が夢見、あこがれ、受け継いできた歴史や文化に誇りをもち、その先人から受け継いだ豊かな自然の中で育て上げられた井原デニムに代表される産物や加工品を通じて、その魅力を再発見することで新たな文化を織りなし、また未来へと紡いでいくよう取り組んでいかなければならない。

目的。第1条。この条例は、井原市の特産品の代表であるデニムを愛用することにより、地元産品にも同様に経緯と歴史があることに思いをはせ、その価値を再認識してほこりを持

ち、市民一人一人がその魅力を広めていくことを目的とする。

市の役割。第2条。市は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の推進に努めるものとします。(1) 10月26日(デニムの日)には、積極的にデニム製品を身につけること。

(2) デニムが生産されるに至った経緯と歴史を語り継いでいくこと。(3) 井原の製品のデニムと同様に受け継がれてきた経緯と歴史を語り継いでいくこと。(4) 生産者の創意工夫と努力を正しく評価すること。(5) 井原でしか生まれない価値を全国へと発信すること。(6) その他市長が認めること。

生産者、事業者の役割。第3条。生産者は、安全、安心な産物等を生産し、伝統を継承するとともに新たな挑戦に努めるものとします。

市民の協力。第5条。市民は、第2条に掲げる事項の推進に協力するよう努めるものとします。

個人の嗜好の尊重。第6条。第2条に掲げる事項の推進に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとします。

ということで、当然受け継いでいくこと、さらに産業を発展させるには今までその歴史と経緯が物語るように新しいものに挑戦していきましょうという内容にしてみました。ご審議をよろしくお願いします。

委員長(三宅文雄君) ただいま副委員長のほうから条例についての説明をいただきました。

委員の皆様方から、この素案について何かご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

委員(佐藤 豊君) 非常にわかりやすく、できた案だというふうに思います。10月26日のデニムの日というのはそれで決まっとったですかね。

委員(多賀信祥君) ざっと調べたところだと、記念日を設ける組織が既にデニムの日というのをつくられています。県内でも岡山県また倉敷市は10月26日にデニムの日を使ってイベントをされてる様子も少しかがえました。

委員(坊野公治君) 質問というか、副委員長がこれだけ調査していただいたということで、実を言うとうちも幾らか父親の代から織物をやっております、その父親の近しい人というか仲のよかった方に別件でこの前会ったときに話をした中での話なんですけれども、先ほどこの中にあった、織物が昔から井原では盛んだったと、実を言うと昭和30年代から40年代のころはガチャマンといわれる本当にガチャンと音がすれば1万円もうかるというような時代があって、そのころ一番もうけてるのって、多分安いデニムもそうなんですけど合織のほうに、輸出の合織ということをいわれてて、昭和50年代から60年代、平成の頭ぐ

らいまではその業界が本当に名をはせてました。例えば整備工業であったり、高屋であったり。その中で、その当時多分デニムというのは2番手、3番手の織物だったのかなというふうなことを言われてて、運がよかったから60年代までにはしっかりともうけることができた。

ただ、そこで、時代が繰り返した中で今井原のデニムがなぜ再発見されたかという、恐らく高級品だから残れたというのがありまして、本当に安価な安い織物というのはもう全て平成10年までの間には淘汰されて、機屋さんもどんどんやめられたと。そうした中で、小ロットで高いものを、品質のいいものをつくられてたのが今の井原で残ってるデニムの例えば日本綿布さんであったりクロキさんであったりと。そういったことを考えると、デニムを着ましようという形ではなくて、やはり井原の今この前文にあった高級デニムの産地として知られているというのが私は今ここにぱっと目に入って、この高級というところ、よく何で井原のデニムはそんなに高いのとかって言われるけど、高いから生き残ってきたということ、それをさらにこれから先もっと市民にそして市外の方にも知ってもらおうということであれば、副委員長がつくられたこの素案という形でしっかりと、ただ単にデニムを着用しましょう、デニム製品を使いましょうではなくて、井原のデニムの歴史を知って、そしてこれから知っていきましょうという形は私はやっていくべきかなあと、歴史を振り返るとやはりそういうふうな形になってきて、これから先多分日本の産業が生き残っていくのはそういうところに、ほかの業種についても生き残っていくためには高品質、小ロットというところが一つのポイントにはなるかなと思うので、こういった形でいくほうが良いとは思いました。

委員（佐藤 豊君） 条例の名称ですよ、これをどう捉えていくのかということが最終的になると思うんです。その名称でインパクトが大きく違ってくるといような思いもあるんで、その辺をゆっくり考えていかなければならないかなという思いを持ちました。

それとあと、ちょっと薄い字のところ、2段目の部分、非常に全体を包んだらというように、いい文章でまとめられとるなあとというふうに思うんですが、先人から受け継いだ豊かな自然の中で育て上げられた井原デニムに代表される産物や加工品を通じてという、そこに産物とかということの中でブドウとかゴボウとかということのも大きく意味合い的には含まれるんじゃないかというようにも感じたんで、こういう表現はデニムに特化したことじゃなくて、そういったことも含めて、今に続いとるということはそれなりに先人の努力があって今続いてんだという捉え方ができるんで、こういう内容で僕は非常にいい流れをつくっていただいとるなあとというふうには感じました。

委員（西田久志君） 先ほど佐藤委員が言われたように、条例の名前ですか、やっぱりインパクトを与えるように考えていくべきだろうと思いますし、第6条にあるように個人の嗜

好及び意思を尊重する、要するに強制するものではないですよという言い方なのかなと思うんですけど、どういうふうにして解釈するんかとかいうか、実を言うとインパクト、すごいがんと殴られたような感じのインパクトはなかなか難しいところがあるんだろうという思いがあるんですけど、俗に言うとそのつなくできているという失礼な言い方かもしれませんが、よく考えられたと思いますし、これをするにはやはり私たち建設水道委員会がまずもって率先して、この条例について理解して、着用していくとか推奨していくような姿勢を示さなければいけないのかなという思いをしました。だから、これはこれで僕はいいと思います。あとはインパクトのある条例の名称が要るのではないかなと思います。

委員（細羽敏彦君） 委員の皆さんが言われたように、私は非常によくできると思いますが、ぜひとも進めていきたいと思えます。

委員長（三宅文雄君） 副委員長、私からお聞きするんですが、井原デニムに代表される産物や加工品を通じてというのをこの文ではどういうふうに、先ほど佐藤委員が言われたブドウとかゴボウとかというふうなのを含めての意味というふうに理解すればいいんでしょうか。

委員（多賀信祥君） 冒頭で言ったように、もともと去年のこの委員会がスタートした時点でいうと、井原でつくられるものを井原の人が十分知って、できたら外へ発信していきましようという流れでした。だから、井原デニムっていうのは、市を挙げてPRをしていただいているので、認知もされてきているし、活発に活動されています。ただ、それを旗頭にしておかの産業も頑張りませんかという内容なので、できたら今委員長言われた文言についてはぜひ皆さんで加筆をしていただいて、方向性だけは共有できて、細かい文言、削るところ、書き直すところ、文言を変えるところっていうのを1つずつやっていただきたいので、広く意味を捉えたほうがいいところ、また逆に絞ったほうがいいところ、めり張りをつけるべきところがあるのかどうなのかという協議も今後していただきたいんです。

だから、原文をつくったときというのは、これは委員長も再三言われてます宇佐市へ視察に行ったときがベースなんですけど、理念条例は理念条例として、よそのいいところ取りをして、また我々が調査したことを入れて書いていって、もっと実効性があるのものにしたいと思っています。薄字のところって佐藤委員が言われたんですけど、これは宇佐市さんの条例の文言をちょっと書きかえたところなんです。その上の文章というのは私がつくったところなんですけど。なので、本当にやにわにつくっているんで、もっと盛り込むべきところとか、これまでの調査を反映させていただきたいっていう思いがあります。

だから、委員長が言われた産物、加工品っていう言葉自体を変えたほうがいいのかどうかというところもありますけど、私としてはブドウ、ゴボウ、それから自動車部品を多く

つくられてたり、半導体をつくられてる企業もあつたりということで、地方都市の特徴ではありますけど、井原市でそういうものが続いてきたことをデニムと同じように、車がたくさん走るようになったから井原もこういうものがあるんだとかというところに思いをはせられるような条例にしたいという思いです。

委員長（三宅文雄君） 私が感じたのは、デニムが一番トップに出て、デニムならデニムに特化したほうがええんじゃないかねえかなというふうな気がしたんです。だから、デニムの日とかデニムが生産される工程とか、市の役割にはいろいろ、デニムの名前が出ておりますので、理念条例というのはほかのほうへ次の課題として置いて、デニムならデニムに特化した条例に持っていくべきではないかなというふうに自分自身は感じたもんですから。だから、デニムをトップに出して、ほかのもんも含めてのという意味ではなくして、最初はそういうふうに地産地消、地元消費とそれに基づく理念条例と、それからデニムの条例と2本立てでいこうという計画で考えとったんですけれども、デニムならデニムに特化して行って、将来的に理念なら理念条例に持っていったほうがええんじゃないかなと私自身は考えておるんです。だから、デニムだけを頭に持って行って、ほかのもんも網羅しとるとするのは無理があるような自分自身気がしたもんですから、だからお尋ねしたんですけど。

〈休憩中に委員間で協議〉

委員長（三宅文雄君） 先ほど、副委員長のほうから井原デニムが受け継がれてきた歴史を再認識し・・・の条例ということでご提案をいただきました。委員皆様方のご意見をお聞きしましたところ、副委員長が作成された条例案についてはこういった方向で進めていこうということでお聞きしましたので、再度皆様方にお諮りいたしますけれども、副委員長が作成された条例案については今後進めていくということで了解いただけますでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それでは、今後の取り組みについて再度副委員長のほうから説明をお願いいたします。

委員（多賀信祥君） 今後についてですけど、次の委員会までにすべきことという、第2条で市の役割ということを上げていますが、実際もう市がやっていること、やっていないこと、足りないこと、足りることっていうところを聞き取りにまず行く必要があつて、それについては私が行ってこようと思います。できたら、今週中にこういうことを聞いてこい

よということがあれば、お知らせをいただければ来週聞いて、その後の委員会に臨みたいと思います。

委員長（三宅文雄君） ただいま副委員長のほうから第2条の市の役割等につきましてそれぞれの担当課からの聞き取りをして、皆様方にご報告をしたいというふうなご説明をいただきました。これで副委員長にご一任ということによろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（三宅文雄君） それでは、副委員長、よろしく願いをいたします。

それで、次回の日程なんでございますけれども、次回委員会をいつごろ開会するかということでご協議をいただきたいと思います。

〈休憩中に委員間で協議〉

委員長（三宅文雄君） 次回の建設水道委員会は8月6日午前10時から開会するという
ことで決定したいと思います。

〈異議なし〉

〈その他〉

委員長（三宅文雄君） 次に、その他でございますけれども、皆様方から何かございましたらお願いをいたします。

〈なし〉

委員長（三宅文雄君） ないようでございますので、以上で建設水道委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。